

七 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第二十一条 公開買付者は、法第二十七条の八第一項若しくは第二項（これらの規定を法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条の八第三項若しくは第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項並びに第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書の提出命令に応じて提出する訂正届出書又は訂正報告書については、金融庁長官。次項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第二十一条 公開買付者は、法第二十七条の八第一項又は第二項の規定（これらの規定を法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>